

農委だより



第148号

令和4年6月24日

発行：加古川市農業委員会

TEL：079-427-9369

編集：農委だより編集委員



じゃがいもの収穫 ～西神吉町宮前～

Contents

今月号の主な内容

- 全国農業委員会会長大会出席報告
- 令和4年産主食用米の作付けに補助
- 農地を農地以外の目的で利用する場合の手続きについて
- 農地法第3条下限面積の設定
- トラクター等小型特殊自動車は軽自動車税の申告が必要です
- 雇用就農資金のお知らせ
- [情報提供] 賃借料 ● 全国農業新聞案内 ● 農業者年金案内 ほか

全国農業委員会会長大会に参加



5月31日（火）、令和4年度全国農業委員会会長大会が、LINE CUBE SHIBUYA（渋谷公会堂）（東京都）で開催され、加古川市からは馬田会長が出席しました。

大会では、「持続可能な農業・農村を創るための政策提案」の提案決議、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」の推進および「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議等を行いました。

また、大会翌日は、渡海紀三朗衆議院議員を訪問し、今後の農業政策や財源確保についての意見交換と要請活動をして参りました。（事務局）

令和4年産主食用米の作付に対し補助します

～令和4年度 緊急経済対策米価下落影響緩和事業補助金のご案内～

新型コロナウイルスにより、加古川市の農業にも大きな影響が出ています。これからも農家の皆さまに加古川市の農業を支えていただくため、令和4年産の主食用米の作付面積に応じて補助を行います。

1 対象者について

加古川市地域農業再生協議会に提出された令和4年度の水稲生産実施計画書及び営農計画書（以下実施計画書）において主食用米を作付する者。

※ 市外在住者で、市内の農地に作付している者も対象とする。

※ 市内在住者で、市外の農地に作付している者は、令和2年度から継続して同じ圃場に主食用米を作付けしている場合は対象とする。

2 要件等

● 令和4年産主食用米を11a以上作付けすること
（加工用米、飼料用米等は対象外）

● 必要な書類

- （1）作付面積に対して十分な購入量が確認できる購入伝票等。
（苗12枚／10a以上、種もみ1.9kg／10a以上、等）
- （2）上記（1）がない場合、12枚／10a以上の苗箱が確認できる写真、もしくは主食用米を作付する全ての圃場の写真（地番等が特定できるように撮影されたもの）。なお、写真は撮影日が確認できること。



※ 令和4年に兵庫県農業共済組合の水稲共済に加入しており、加古川市がその加入状況について照会することに同意する場合は書類の提出を省略できます。

3 補助金について

● 補助金の単価（上限）：5,000円／10a

なお単価は予算の範囲内で減額調整する場合がありますのでご了承ください。

● 補助金の額

（主食用米作付面積（※）－10a）×5,000円／10a

※ 令和4年度の実施計画書に記載された主食用米の面積。1a未満切り捨て。

● 令和4年8月頃に対象者に対して申請書類等を送付予定です。補助金の支払いは令和4年12月頃を予定しています。

● この事業は令和4年度限りの補助事業となりますのでご注意ください。

★補助金の申請、実績報告等は、記載に誤りがないようご注意ください。事実と異なる場合、補助金の返還が生じます。

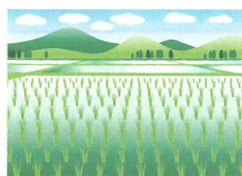
詳しくは、農林水産課 農政係（市役所新館3階 TEL：079-427-9227）まで

農地を農地以外の目的で利用する場合は、事前に農業委員会で手続きが必要です

- 農地に家を建てたい
- 農地を駐車場や資材置場に利用したい
- 農地に太陽光パネルを設置したい

そんな時は…

- 市街化区域の場合→市農業委員会への届出
 - 市街化調整区域の場合→県知事の許可
- が必要です。



許可には各種要件がありますので、現況または登記地目が田・畑の場合は、農業委員会事務局（市役所新館9階 TEL：079-427-9369）へご相談ください。

農地法第3条の許可要件（下限面積要件について）

耕作のための農地の売買、贈与、貸借をするときは、農業委員会の許可が必要です。加古川市では、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する許可の要件（許可後に耕作する面積要件（下限面積要件））について、令和4年度も次のとおり現行の取り扱いを継続することが、令和4年3月24日開催の第1回臨時総会において決定いたしました。

- ・加古川町・野口町・平岡町・尾上町・別府町・米田町 20 アール
- ・これら以外の区域 30 アール
- ・農業委員会が別途公示する特定の地番の農地 概ね1～5 アール（狭小農地特例）

トラクターやフォークリフト等の小型特殊自動車は軽自動車税（種別割）の申告が必要です



農場や工場等で使用される小型特殊自動車は、道路を走行しない車両でも所有している場合は、軽自動車税（種別割）の申告をしてナンバープレート（課税標識）の交付を受ける必要があります。

ナンバープレートのない小型特殊自動車を所有している場合は、加古川市役所市民税課まで申告してください。

詳しくは、市民税課（市役所新館2階 TEL：079-427-9161）まで

農業経営者の皆さまへ「雇用就農資金」のお知らせ

全国農業会議所では、農業法人等を対象に資金を助成する「雇用就農資金」を実施しています。

- ① 49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成（次回は令和4年7～8月に2タイプの募集を行います。）

- ・雇用就農者育成・独立支援タイプ：農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付
- ・新法人設立支援タイプ：農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付

- ② 次世代の農業経営者育成を目的として、職員を他の法人に派遣する農業法人等に対して、代替職員の人件費や派遣経費を助成（令和5年1月末まで募集）

☆事業実施・助成の要件など詳しくは、（公社）ひょうご農林機構 経営支援課

（TEL：078-391-1222 E-mail：koyou@forest-hyogo.jp）まで

【情報提供】

賃借料

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの農地法第3条許可申請及び利用権設定に関する賃借料情報を提供します。

町名	データ数(筆)	無償件数(筆)	有償件数(筆)	年間賃借料(円)
加古川町南	0	0	0	情報なし
加古川町北	1	1	0	情報なし
神野町	46	45	1	最高 6,000 円/10a 最低 6,000 円/10a 平均 6,000 円/10a
野口町	7	4	3	最高 124,675 円/10a 最低 15,723 円/10a 平均 88,357 円/10a
平岡町	0	0	0	情報なし
尾上町	0	0	0	情報なし
別府町	0	0	0	情報なし
八幡町	14	10	4	最高 5,208 円/10a 最低 5,208 円/10a 平均 5,208 円/10a
平荘町	25	25	0	情報なし
上荘町	20	20	0	情報なし
東神吉町	26	26	0	情報なし
西神吉町	60	60	0	情報なし
米田町	0	0	0	情報なし
志方町東	169	168	1	最高 38,167 円/10a 最低 38,167 円/10a 平均 38,167 円/10a
志方町中	12	11	1	最高 5,235 円/10a 最低 5,235 円/10a 平均 5,235 円/10a
志方町西	59	55	4	最高 6,592 円/10a 最低 5,000 円/10a 平均 5,398 円/10a
総計	439	425	14	最高 124,675 円/10a 最低 5,000 円/10a 平均 25,492 円/10a

ほとんどが無償での貸付（使用賃借権設定）となっています。

～表紙写真の紹介～

35馬力トラクターにじゃがいも掘り機を取り付けて、メークインを収穫しています。この日のために、じゃがいも掘り機を50万円で購入しました。

水稲からの転作で、今年のじゃがいもの作付けはトータルで50aですが、来年は100aに拡大するかも知れないので、省力化対策での設備投資です。じゃがいもの標準収穫量は3,000kg/10aなので、収穫したじゃがいもの運搬は鉄コンテナに入れて98馬力トラクターで搬送しています。この圃場の面積は25aで、2月1日～4日まで種芋の植え付けと黒マルチ掛けを行いました。今年は暖冬であったことから、じゃがいもの成育は順調でした。

じゃがいも収穫祭には多数ご参加いただき、ありがとうございました。

文：農事組合法人 みやまえ 営農 佐伯 真究

●人事異動

就任 農政企画担当副課長
穴田 順一（資産税課から）
主査 三俣恵之介（住宅政策課から）
よろしくお願いいたします。

転任 農政企画担当副課長
石澤 直之（収税課へ）
主事 野々内慎平（医療助成年金課へ）
お世話になりました。

農地相談日

農地問題について、農業委員2名による相談を実施しています。



- 時間 午後1時30分から4時まで
 - 場所 農業委員室（市役所新館9階）
 - 申込先 農業委員会事務局
(TEL 079-427-9370)
 - 申込期限 相談日の一週間前の午後5時まで
- ※事務手続などの一般的なご質問は、相談日以外も随時受け付けています。

今後の相談日

7月7日(木)	8月4日(木)	9月1日(木)
10月6日(木)	11月4日(金)	12月1日(木)

旬の農業情報が満載です！

全国農業新聞

カラー版 ●毎週金曜日発行 ●月700円
お申し込みは、地元農業委員または農業委員会事務局へ

農業者年金に加入しましょう

- ① 60歳未満の方
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 国民年金第1号被保険者

①～③の要件を満たす方なら、どなたでもご加入いただけます。

お問い合わせは農業委員会事務局又はJAへ